

# 「みたか地域ポイント」の愛称が「みたポ」に決まりました！

企画経営課 ☎0422-29-9031

419件の応募の中から、最優秀賞を受賞した「みたポ」が愛称に採用されました。4月からの本格運用に向けて、愛称の使用を開始します。たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。

## 審査結果

- 最優秀賞 「みたポ」(かななんさん ほか20人)
- 優秀賞 「みたポン」(きみきみさん ほか17人)
- 市長特別賞 「ポキポ」(こんてるみさん ほか15人)

※上記三つの愛称と表記が完全に一致した方へ「みたか地域ポイント」を贈呈します。

# 価格高騰重点支援給付金

同給付金コールセンター ☎0422-29-9617(平日午前9時～午後5時)

市では、下記対象世帯向けの給付金を予定しています。詳細は決まり次第、『広報みたか』や市ホームページなどでお知らせします。

## ◆対象世帯

- ①住民税均等割のみ課税世帯
- ②住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯で、平成17年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯

## ◆給付額

- ①1世帯当たり10万円
  - ②児童1人当たり5万円(追加給付)
- ※受給は1回限り。

申請は2月29日(木)(必着)まで

# 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金



子育て支援課 ☎0422-29-8107

食費などの物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人につき5万円を給付しています。ひとり親世帯は給付要件が異なりますので、市ホームページでご確認ください。

※2月15～29日生まれのお子さんがある対象世帯の方は、3月15日(金)午後5時まで申請が可能です。

# 保育園などの4月1日入園 2次募集の受け付け・ 希望園の変更



子ども育成課 ☎0422-29-9673

各保育園の募集状況は、市ホームページまたは同課の掲示で確認できます。

①新たに新年度入園を申し込む方、②1次募集受付期間中に申し込み済みで希望園を変更したい方

2月8日(木)午後5時15分(必着)までに申請書類を直接または郵送で「〒181-8555子ども育成課」(市役所4階45番窓口)へ

※1次募集で内定しなかった方は、希望園で追加募集があった場合、自動的に2次募集の選考対象になります(申し込み不要)。

※2次募集の内定通知は3月4日(月)ごろに発送します(内定者のみ)。



# 皆さんの納税が、安心して暮らせるまちづくりを支えています

納税課 ☎0422-29-9210(納税相談)・☎0422-29-9218(口座振替)

税金は、教育や福祉、防災などの市民サービスを提供するための貴重な財源です。納期限内に納付された方との公平性を確保するため、さまざまな方法で収納率の向上に取り組んでいます。

2月は固定資産税・都市計画税(第4期)の納期です 納期限内の納付にご協力をお願いします。

## ●簡単・確実・便利な納付方法をご利用ください

### ●口座振替

納付忘れを防ぐためには、口座振替が便利です。納期限に自動で引き落とされます。

※口座登録された方には、同課(市役所2階25番窓口)で粗品を差し上げています。

### ●クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付

納付書に印刷されたQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリで納付ができます。

## ●こんなときには必ず相談を！

災害や事業の廃止、失業、病気などのやむを得ない事情により、一時的に市税などの納付が困難な方の相談をお受けします。事前に状況をお聞きしたうえで、資料をご提出いただけます。

※「住宅ローン」「自動車ローン」「収入に見合わない生活の維持・浪費」などは、やむを得ない事情とは認められません。

## ●休日納税相談窓口を開設します

平日に相談が難しい方は、ぜひご利用ください。窓口での納付や電話相談も受け付けます。

※所得税の確定申告に関する相談は行っていません。

2月17・24日の土曜日、18・25日の日曜日 午前9時～午後4時30分

同課(市役所2階25番窓口)

※本庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。



納期限内に納付しないと延滞金が発生  
(年8.7%。納期限の翌日から1カ月は年2.4%)

## 文書や電話で督促・催告

※三鷹市納税推進センターが電話やショートメッセージサービスで納付忘れの案内をしています。  
※同センターは振り込みを指示する案内は行いません。不審な場合は同課へご連絡ください。

## 財産調査

預貯金や生命保険、不動産の調査、勤務先へ給与の調査、自宅の搜索など。

## 財産の差し押さえ・換価

財産が判明した場合には、事前通告なく差し押さえを行い、税金に充当します。

令和4年度 差し押さえ件数  
約1,000件

## 固定資産税・都市計画税の減免

次の固定資産の場合、減免が認められる場合があります(申請後に納期限が来るものが対象)。

- ①国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた
- ②震災、風水害、火災などにより被害を受けた
- ③相続税のため物納した
- ④公共事業などで、国、地方公共団体または土地開発公社が売買で取得(所有権移転登記および引き渡し完了)

2月29日(木)までに申請書と必要書類を資産税課(市役所2階28番窓口)へ

同課 ☎0422-29-9197